00395

申請した農地委員会 認可年月日

氣高郡 靑 谷町同

小鷲河村同

那岐地区同

鳥取縣公報

火海 金週

地番、

別冊の通

有领标。

地目及び面積

三、当該農地の所在、

東伯郡中北條村同

告

農地調整法第九條ノ四の規定により次のように小作料の

◇鳥取縣告示第六百十二号

額の変更の件を認可した。

昭和二十四年十一月四日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

昭和二十四年十一月一日

八頭郡

社

村農地委員会

示 四 認可をした小作料の種別額 区)農地委員会に備え附けて置く。

別冊の通り

(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村

地地

区)農地委員会に備え附け置く。)(別冊は鳥取縣農地部農地課並びに右申請各町村 地

◆鳥取縣告示第六百十三号

者住所氏名及び五、営業所又は事業場の位置を次のよう 昭和二十四年八月鳥取縣告示第四百五十二号中一、 登錄

昭和二十四年十一月四日

に変更した。

.鳥取縣知事 西 尾 治

、登錄者住所氏名 鳥取市四丁目尻二十三番地

鳥取海產株式会社

職日發行(時八型日) 第二千二十四年十一 月 十四 号日

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

の一型定規格A5 特

四 \Box

昭和二十四年十一月

干

六

号

嚁 日

 π

鳥取縣公報

昭和二十四年七月二日を以て買收した農地等の所有者の

営業所又は事業場の位置 鳥取市四丁目尻二十三番地 鳥取海產株式会社 取締役社長 仲 市 第一項但書の規定により次のように公告する。 中買收令書を交代することが出來ないものを同法第九條 尚 地 番、 地目、面積等の詳細については縣農地部農地

課に備え置く。 昭和二十四年十一月四日

鳥取縣知事 西

治

自作農創設特別措置法第三條及び第十五條の規定により

◇鳥取縣告示第六百十四号

尾 愛

買み	買收令書交付不能一覽表	是一覽表 第十一回				
手号	所有者氏名 又は 名 称	住	農地の所在地	汝價	買收期日	対價支拂方法 現 金 証 券
403	岩本芳次郎	§ 京都府中郡峰山町	東伯郡由良町	円 14 4. 96	24.3.2	144.96
429	長田貞	一 同何鹿郡	西伯郡中浜村	341.28	画	341.28
401	加藤熊 疾即		同春日村	467.00	回	467.00
425	武田 勝蔵	炎 兵庫縣出石町	同中浜村	245.10	回	245.10
1426	武田 一三	画	面	245.10	耳	245.10
421	鬼田 明	東京都西多摩郡 氷	日野郡二部村	504,00	P	504.00
418	片山 剛]] 同紀伊郡竹田村	東伯郡以西村	263.25	픠	268.25
4.3	山崎梅太郎	I 北海道利 星那駕 汩村	岩美郡浦富町	67.20	耳	.67.20 %
			The state of the s	THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER.		

由良2403

記号番号

液寫2418

以西2418

二部2421

中浜2425 春日2401 中浜2429

川

2426

		子市勝田町)	高 米子東高等学校(米子市勝田町)、縣立鳥取西高等学校(鳥取市東町)	一	告示	教育委員會告示	*I+	
2.000	483.07	圓	2.483.07	倉吉町	京都府万野郡嵯峨町	勝山米太郎	倉吉2402	
	442.80	픠	442.80	画	廣島市	上島 政一	同 2416	
	226.36	回	226.36	米子市	島根縣	大庭梅太郎	米子2417	
	178.56	回	178.56	御來屋町	島根縣簸川郡山東村	船田 弘	御來屋2401	·
*65	681.60	画	681.60	氣高郡大正村	大阪市西成区日ノ出本通	小早川百合子	大正2402	
	72.45	刯	72.45	日野郡二部村	大阪府北河內郡寢屋川町	住田 歲光	二部2422	WANTER WITH
	808.32	画	808.32	東伯郡攤手村	大阪市都嶋区中町	秋葉かめの	攤手2412	
	32. 00	回	82.00	西伯郡大篠津村	同札幌市	井田 良市	大派津2407	
Marine September 1997	The second second				COMMENSATION OF PRESENT COMMENSATION OF PRESENT OF PRES			3 4
	ŧ		P		·j	(e)		

鳥取縣公報 募集する学校 て募集する。

昭和二十四年度中等程度通信教育生徒を次の要項によつ

鳥取縣中等程度通信教育生徒募集要項

敎

育 委

員

会

米子東高等学校

高等学校通信教育生 中学校通信教育生

約七〇人

中學校通信教育生

高等学校通信教育生

鳥取縣中等程度通信教育生徒を左記要項により募集する。

昭和二十四年十一月四日

◇鳥取縣教育委員會告示第四十九号

二、募集人員

鳥取西高等学校

第二千六十号

昭和二十四年十一月四

E (第三種郵便物認可)

Ξ

約一八〇人 約五〇人 約二五人 国語(

==

1,7

第二千六十号

昭和二十四年十月二十六日より

出願資格並に入学及び編入

÷

一月十日まで

出願者は縣内居住者であれば男女の別及年令には

(=)制限はない 新制中学校出願資格は昭和二十一年三月三十一日

修了した者に限る 以前に尋常小学校を卒業した者及国民学校初等科を

新制中学校入学及編入資格

(三)

中学校第一学年に 国民学校(尋常小学校)第六学年修了者は新制

同(同)第六学年修了を入学資格とする中等学

校の

2、第二学年修了者は新制中学校第三学年に 国民学校高等科 (高等小学校)

第一学年修了者は新制中学第二学年に

第一学年修了者は新制中学校第二学年に

第二学年修了者は新制中学校第三学年に

00398

昭和二十四年十一月四日 (第三種郵便物認可

青年学校普通科の

2、第二学年修了者は新制中学校第三学年に 第一学年修了者は新制中学校第二学年に

上の学歴ありと認められる者は新制中学校相当学 其他各種学校に於て修学し前記回及臼と同等以

年に入学及編入の資格がある

新制高等学校

(4)格とする中等学校第三学年修了以上の者 国民学校(尋常小学校)第六学年卒業を入学資

(rJ) 入学資格とする中等学校第一学年修了以上の者 国民学校高等科(高等小学校)第二学年修了を

青年学校本科第一学年修了以上の者

其の他が 例と同等以上の学力ありと認め

られた者

五、募集学科目

中学校

国語、 数学、 理科、 職業(各学年共)

高等学校

三年) 地学、 解析一英語 (一年程度)

五單位、

地学五單位、

人文地理五單位、

英語、

世界

史は不明

世界史 人文地理

右の中一人が同時に履修し得る課目数は二課目以内で

ある。

六、通信教育生の負担する主な費用見込額

(t)入学料

五〇円

受講料

各科目(各学年共)共一科目「〇〇円

· 学校

未定 五〇円

高等学校

教科書及学習図書代金

通信費 通信教育を受けるための往復通信費の実費

通信教育によって得られる資格

与える。 修了者に対しては各数科毎に通信教育修了認定書を 但し理科は実験を含まない。

高等学校

与へる。 修了者に対して各教科共通常の課程と同等の單位を 即ち国語 ---三年各三單位、 解析一

鳥取縣公報

第二千六十号

昭和二十四年十一月四日 (第三種郵便物認可)

方法によって選考する。 出願手続

志願者が定員を超過した場合は学校に於て適当な選考

鄰以西の者は米子東高等學校に左の書類を提出する。 出願者にして東伯以東の者は鳥取西高等学校に、 西伯

入學願書

者は學力を認定するに足る書類 証明書但し戰災者、引揚者にして上記の書類のない 出身學校の卒業又は修了証明書及最終学年の成績

開講期日

委員会教務課又は直接學校宛に申込むこと。 昭和二十四年十一月二十日 返信用切手及宛先を明記した封筒を同封すること。 一、通信教育募集要項及入學願書を希望する者は教育 詳細は學校より通知する 此の際は

入學願書

受付番号

入

學

願

書

入學許可年月

H

本人氏名

第二千六十号

昭和二十四年十一月四日

(第三種郵便物認可)

-E:

※昭和 * 3, 昭和 昭 昭和 昭和 曜日受考査、一日で 登錄番号 **※** 印 受けるに最も都合の 大きで、スクーリング 大きで、スクーリング 大きで、スクーリング 大きで、スクーリング 実施校まで 勤務地までの所要時間 年 勤務先所在地 は 年 年 住 数え年 姓 月 記入 前 職月月 月 月學 日 J. 0 午 82 日 日 H H 査 所要時間 アパートで表当項目 後 ح ح ح 事件 等小學校高等科本業 事件。 等小學校高等科本業 事件。 學校本業 事件。 學校本業 名 沙 よグ 時まいを 間で 歷學 職業、勤務先、出身学校、在学学 校名、学年等 続柄 家族名 年令 箇所を消 長 家 殿 庭 該 択 選 当欄に○印をつけること。 科 学 る \$ 調 第二志望 を記入するの 0 第一 0 保現本 正人氏所籍 本職現 人と の業所 高 志望 查 等 関係 名 学 誤目の者 校 年 年 4 3 $\mathbf{2}$ すか(○印をつけ すか(○印をつけ すか(○のをつけ すか(○のをつけ ですか。 名称を記入して、近隣に文化的で、近隣に文化的で、近隣に文化的では、 すり 第二志望 \bigcirc 必らず第二志望課目 0 月 月 かど そ 中 °Ø Ø 志望 程度利用出來ま 他 日生 日 0 学 生)調査欄 でればその公本に、 つけて下 いくら 校 知 人

第二千六十号

教育教務員の任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年十一月四日

敎 育 委 員 会

記

期日、 場所

十一月十五日 鳥取縣庁內

鳥取縣教育委員会事務局教務課

十六日 西伯地方事務所內

同

教育委員会西伯支所

任用審査の対象

諭の有資格者 小学校、中学校の教諭。 高等学校の教諭又は助教

旧制の中等学校以上の卒業者で小学校の助教諭を

希望するもの

任用審査の内容

人物審査 2、筆記審査(教育常識について)

身体檢査(縣立保健所で行う)

昭和二十四年十一月四日發行 昭和二十四年十一月四日中等人

鳥

取

縣 公 報

(第三種郵便物認可) 發 ED

和鳥 东 市 取東 EP

肵 縣 四 提出書類

志願書 2、履歴書(本八自筆のもの)

3、最終学校最終學年成績証明書

Ħ, 申込場所、日時

、鳥取縣庁內 鳥取縣教育委員会事務局教務課

十一月十四日正午迄

西伯地方事務所內 教育委員会西伯支所

十一月十五日正午迄

当日携行品

筆記用具

身体檢査の費用 100円

発許狀その他とれに闘するもの

東

襉